

# 災害対策コーディネーター養成講座を開催します

地域で活かせる防災知識や活動を一緒に学び、「災害対策コーディネーター」として活躍しませんか？新たに自主防災会の役員になった方や、防災知識を深めたい方におすすめの講座です。

- ◆開催日時 8月2日㊥・9日㊥・23日㊥（全3日間）  
9時～16時30分（8月2日㊥のみ8時30分～）  
※全3日間を受講し、かつ個人情報の提供・利用に同意いただけた方に対し、県から修了証が発行されます。
- ◆開催場所 市役所5階502会議室
- ◆募集対象 高校生以上の市内在住、在勤、在学者で、自主防災組織、ボランティア等の各団体で活動を行っている方、今後災害ボランティア活動を希望する方、防災に関心がある方  
※過去に県などによる本講座を受講した方は再受講できません。
- ◆募集人数 50人（申込順）
- ◆受講料 無料 ※昼食は各自で用意
- ◆申込方法 7月15日㊤までに申込用紙に必要事項を記入し、防災対策課へ持参・郵送・FAX・メールにて申し込み。申込用紙は、防災対策課窓口または同課ウェブページから入手



申込み・問合せ 〒297-8511 茂原市道表1番地 防災対策課（4階）  
☎(36)7580 FAX(20)1602 ✉bousai@city.mobara.chiba.jp

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます

社会全体で子育てを支援する仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が国で創設されました。これに伴い、令和8年度から皆さんが加入している医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療保険、被用者保険）等の保険税（料）に「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます。

### ◆子ども・子育て支援納付金

	国民健康保険税		後期高齢者医療保険料
	18歳以上の方	18歳未満の方	
所得割額※1 (1人当たり)	0.28%		0.25%
均等割額 (1人当たり)	1,831円	なし※2	1,310円

- ※1 所得割は、前年の所得から基礎控除（最大43万円）を引いた額に、各税率をかけて算出します。
- ※2 18歳未満の方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（高校生年代まで）となり、均等割額はかかりません。

問合せ 国保年金課（2階） ☎(20)1503 FAX(20)1600